

## 【表紙】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】                   | 関東財務局長  |
| 【提出日】                   | 平成28年2月25日  |
| 【会社名】                   | ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社   |
| 【英訳名】                   | UMC Electronics Co.,Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表取締役社長 内山 茂樹   |
| 【本店の所在の場所】              | 埼玉県上尾市瓦葺721番地   |
| 【電話番号】                  | 048-724-0001（代表）  |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長 岡本 圭三  |
| 【最寄りの連絡場所】              | 埼玉県上尾市瓦葺721番地   |
| 【電話番号】                  | 048-724-0001（代表）  |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長 岡本 圭三  |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | 募集金額<br>ブックビルディング方式による募集 4,113,150,000円<br>売出金額<br>（引受人の買取引受による売出し）<br>ブックビルディング方式による売出し 1,372,500,000円<br>（オーバーアロットメントによる売出し）<br>ブックビルディング方式による売出し 943,670,000円<br>（注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】              | 該当事項はありません。   |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,613,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年2月24日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し759,400株（引受人の買取引受による売出し450,000株・オーバーアロットメントによる売出し309,400株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

1. 新規発行株式
2. 募集の方法
3. 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
4. 株式の引受け
5. 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について
3. ロックアップについて
4. 親引け先への販売について

### 第二部 企業情報

#### 第1 企業の概況

3. 事業の内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

| 種類   | 発行数（株）         | 内容   |
|------|----------------|--|
| 普通株式 | 1,613,000（注）2． | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |

（注）1．平成28年2月9日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数は、平成28年2月9日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成28年2月24日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、17,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：UMCグループ社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として、要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

5．上記とは別に、平成28年2月9日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式309,400株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（訂正後）

| 種類   | 発行数（株）         | 内容   |
|------|----------------|--|
| 普通株式 | 1,613,000（注）2． | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |

（注）1．平成28年2月9日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数は、平成28年2月9日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数のうち、17,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：UMCグループ社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として、要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

5．上記とは別に、平成28年2月9日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式309,400株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

（訂正前）

平成28年3月4日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成28年2月24日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数（株）    | 発行価額の総額（円）           | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|-----------|----------------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集   | -         | -                    | -           |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | -         | -                    | -           |
| ブックビルディング方式      | 1,613,000 | <u>4,661,570,000</u> | -           |
| 計（総発行株式）         | 1,613,000 | <u>4,661,570,000</u> | -           |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は5,484,200,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

平成28年3月4日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成28年2月24日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,550円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数（株）    | 発行価額の総額（円）    | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|-----------|---------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集   | -         | -             | -           |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | -         | -             | -           |
| ブックビルディング方式      | 1,613,000 | 4,113,150,000 | -           |
| 計（総発行株式）         | 1,613,000 | 4,113,150,000 | -           |

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
  2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
  3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
  4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
  5. 仮条件（3,000円～3,100円）の平均価格（3,050円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は4,919,650,000円となります。
  6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
  7. 本募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3【募集の条件】

## (2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格<br>(円) | 引受価額<br>(円) | 払込金額<br>(円) | 資本組入<br>額(円) | 申込株数<br>単位<br>(株) | 申込期間                              | 申込証拠<br>金(円) | 払込期日          |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|-----------------------------------|--------------|---------------|
| 未定<br>(注)1. | 未定<br>(注)1. | 未定<br>(注)2. | -<br>(注)3.   | 100               | 自 平成28年3月7日(月)<br>至 平成28年3月10日(木) | 未定<br>(注)4.  | 平成28年3月14日(月) |

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年2月24日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月24日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月15日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成28年2月26日から平成28年3月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格<br>(円) | 引受価額<br>(円) | 払込金額<br>(円) | 資本組入<br>額(円) | 申込株数<br>単位<br>(株) | 申込期間                              | 申込証拠<br>金(円) | 払込期日          |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|-----------------------------------|--------------|---------------|
| 未定<br>(注)1. | 未定<br>(注)1. | 2,550       | -<br>(注)3.   | 100               | 自 平成28年3月7日(月)<br>至 平成28年3月10日(木) | 未定<br>(注)4.  | 平成28年3月14日(月) |

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、3,000円以上3,100円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,550円)及び平成28年3月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成28年3月15日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、平成28年2月26日から平成28年3月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,550円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

## 4【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                    | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件   |
|-----------------------|-----------------------|--------------|--|
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号     | 未定           | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成28年3月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号     |              |  |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号      |              |  |
| S M B C日興証券株式会社       | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号     |              |  |
| 株式会社S B I証券           | 東京都港区六本木一丁目6番1号       |              |  |
| むさし証券株式会社             | さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13 |              |  |
| マネックス証券株式会社           | 東京都千代田区麹町二丁目4番地1      |              |  |
| 計                     | -                     | 1,613,000    | -  |

(注) 1. 平成28年2月24日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月4日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                    | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件   |
|-----------------------|-----------------------|--------------|--|
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号     | 1,200,700    | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成28年3月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号     | 123,700      |  |
| 野村證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号      | 123,700      |  |
| S M B C日興証券株式会社       | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号     | 82,500       |  |
| 株式会社S B I証券           | 東京都港区六本木一丁目6番1号       | 41,200       |  |
| むさし証券株式会社             | さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13 | 20,600       |  |
| マネックス証券株式会社           | 東京都千代田区麹町二丁目4番地1      | 20,600       |  |
| 計                     | -                     | 1,613,000    | -  |

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月4日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 5,127,727,000 | 30,000,000   | 5,097,727,000 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,400円)を基礎として算出した見込額であります。平成28年2月24日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 4,599,872,750 | 30,000,000   | 4,569,872,750 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(3,000円~3,100円)の平均価格(3,050円)を基礎として算出した見込額であります。平成28年2月24日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額5,097,727千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限983,582千円と合せた、合計手取概算額上限6,081,309千円について、下記の各拠点における成長戦略遂行のための戦略投資資金(設備投資)に充当する予定であります。設備資金の詳細内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 日本拠点

産業機器・車載主体に平成29年3月期に、本社工場で産業機器用Surface Mount Technology(表面実装技術、以下「SMT」という。)4連結2ライン(旧設備更新)、宮崎工場で車載機器用SMT1ライン(新規増設)を導入し、計533百万円の投資を計画しております。

平成30年3月期には、本社工場で産業機器用SMT4連結2ライン(旧設備更新)、宮崎工場で車載機器用SMT1ライン(新規増設)を導入し、計452百万円の投資を計画しております。併せて、全社人事系管理ソフト及びSAP生産管理システム導入に計211百万円を投資し、業務効率化及び生産性改善を図っていく方針です。2ヶ年投資総額1,196百万円(調達資金充当額225百万円)を計画しております。

## 中国拠点

平湖工場(深圳市)の賃借契約の終了に伴い、生産能力を継続的に拡張させていくため、清溪工場(東莞市)を平成29年3月期上期に立上げ、平湖工場及び坂田工場からの移転と共に、平成27年9月に買収した車載関連プラスチック射出成形金型会社(現常平工場:三和盛塑製品(東莞)有限公司)を集約し、基板実装事業と成形事業の生産能力増強を計画しております。設備投資は、平成29年3月期に1,182百万円、平成30年3月期に1,158百万円、2ヶ年投資総額2,340百万円(調達資金充当額2,000百万円)を計画しております。その内、継続した合理化投資としてLow Cost Automation(低コスト自動化、以下「LCA」という。)設備に234百万円を充当する予定です。

## ベトナム拠点

工場空スペースの狭小化が進みつつあり、今後の成長展開(需要拡大)に備え、現有工場隣接地に増床(14,000㎡)工事を進めており、SMT9ラインの生産能力拡張を図り、OA機器のシェア拡大、中国生産モデルのベトナム移管による生産増を計画しております。当該スペースへの設備投資は、平成29年3月期に1,406百万円、平成30年3月期に1,082百万円、2ヶ年投資総額2,488百万円(調達資金充当額2,000百万円)を計画しております。

## タイ拠点

創業間もないタイ拠点は、工場スペースが未だ十分にあり、情報通信機器の生産本格化、車載ビジネス拡大等に対応し、平成30年3月期までにSMT10ラインを増設し、将来的にはSMT48ラインまで順次拡大させていく方針です。設備投資は、平成29年3月期に675百万円、平成30年3月期に1,325百万円、2ヶ年投資総額2,000百万円(調達資金の残額を充当)を計画しております。

上記調達金額は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（訂正後）

上記の手取概算額4,569,872千円については、「1 新規発行株式」の（注）5．に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限882,331千円と合せた、合計手取概算額上限5,452,204千円について、下記の各拠点における成長戦略遂行のための戦略投資資金（設備投資）に充当する予定であります。設備資金の詳細内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

#### 日本拠点

産業機器・車載主体に平成29年3月期に、本社工場で産業機器用Surface Mount Technology（表面実装技術、以下「SMT」という。）4連結2ライン（旧設備更新）、宮崎工場で車載機器用SMT1ライン（新規増設）を導入し、計533百万円の投資を計画しております。

平成30年3月期には、本社工場で産業機器用SMT4連結2ライン（旧設備更新）、宮崎工場で車載機器用SMT1ライン（新規増設）を導入し、計452百万円の投資を計画しております。併せて、全社人事系管理ソフト及びSAP生産管理システム導入に計211百万円を投資し、業務効率化及び生産性改善を図っていく方針です。2ヶ年投資総額1,196百万円（調達資金充当額225百万円）を計画しております。

#### 中国拠点

平湖工場（深圳市）の賃借契約の終了に伴い、生産能力を継続的に拡張させていくため、清溪工場（東莞市）を平成29年3月期上期に立上げ、平湖工場及び坂田工場からの移転と共に、平成27年9月に買収した車載関連プラスチック射出成形金型会社（現常平工場：三和盛塑製品（東莞）有限公司）を集約し、基板実装事業と成形事業の生産能力増強を計画しております。設備投資は、平成29年3月期に1,182百万円、平成30年3月期に1,158百万円、2ヶ年投資総額2,340百万円（調達資金充当額2,000百万円）を計画しております。その内、継続した合理化投資としてLow Cost Automation（低コスト自動化、以下「LCA」という。）設備に234百万円を充当する予定です。

#### ベトナム拠点

工場空スペースの狭小化が進みつつあり、今後の成長展開（需要拡大）に備え、現有工場隣接地に増床（14,000㎡）工事を進めており、SMT9ラインの生産能力拡張を図り、OA機器のシェア拡大、中国生産モデルのベトナム移管による生産増を計画しております。当該スペースへの設備投資は、平成29年3月期に1,406百万円、平成30年3月期に1,082百万円、2ヶ年投資総額2,488百万円（調達資金充当額2,000百万円）を計画しております。

#### タイ拠点

創業間もないタイ拠点は、工場スペースが未だ十分にあり、情報通信機器の生産本格化、車載ビジネス拡大等に対応し、平成30年3月期までにSMT10ラインを増設し、将来的にはSMT48ラインまで順次拡大させていく方針です。設備投資は、平成29年3月期に675百万円、平成30年3月期に1,325百万円、2ヶ年投資総額2,000百万円（調達資金の残額を充当）を計画しております。

上記調達金額は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成28年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類                           | 売出数（株）            |         | 売出価額の総額（円）           | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称                                  |
|------------------------------|-------------------|---------|----------------------|--|
| -                            | 入札方式のうち入札による売出し   | -       | -                    | -  |
| -                            | 入札方式のうち入札によらない売出し | -       | -                    | -  |
| 普通株式                         | ブックビルディング方式       | 450,000 | <u>1,530,000,000</u> | さいたま市見沼区<br>内山 茂<br>60,000 株                             |
|                              |                   |         |                      | さいたま市見沼区<br>内山 尚男<br>60,000 株                            |
|                              |                   |         |                      | 川崎市川崎区<br>内山 修<br>60,000 株                               |
|                              |                   |         |                      | さいたま市見沼区大和田町一丁目637番地5<br>S・ウチヤマ・ホールディングス有限会社<br>50,000 株 |
|                              |                   |         |                      | さいたま市見沼区東大宮七丁目43番地19<br>H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社<br>50,000 株  |
|                              |                   |         |                      | 川崎市川崎区伊勢町23番15号<br>O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社<br>50,000 株       |
|                              |                   |         |                      | さいたま市見沼区<br>内山 雅子<br>40,000 株                            |
|                              |                   |         |                      | さいたま市見沼区<br>内山 美智子<br>40,000 株                           |
| 川崎市川崎区<br>内山 ふみ子<br>40,000 株 |                   |         |                      |  |
| 計(総売出株式)                     | -                 | 450,000 | <u>1,530,000,000</u> | -  |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,400円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成28年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類       | 売出数（株）            |         | 売出価額の総額（円）    | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称   |
|----------|-------------------|---------|---------------|---|
| -        | 入札方式のうち入札による売出し   | -       | -             | -   |
| -        | 入札方式のうち入札によらない売出し | -       | -             | -   |
| 普通株式     | ブックビルディング方式       | 450,000 | 1,372,500,000 | さいたま市見沼区<br>内山 茂<br>60,000 株<br><br>さいたま市見沼区<br>内山 尚男<br>60,000 株<br><br>川崎市川崎区<br>内山 修<br>60,000 株<br><br>さいたま市見沼区大和田町一丁目637番地5<br>S・ウチヤマ・ホールディングス有限会社<br>50,000 株<br><br>さいたま市見沼区東大宮七丁目43番地19<br>H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社<br>50,000 株<br><br>川崎市川崎区伊勢町23番15号<br>O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社<br>50,000 株<br><br>さいたま市見沼区<br>内山 雅子<br>40,000 株<br><br>さいたま市見沼区<br>内山 美智子<br>40,000 株<br><br>川崎市川崎区<br>内山 ふみ子<br>40,000 株 |
| 計(総売出株式) | -                 | 450,000 | 1,372,500,000 | -   |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、仮条件(3,000円~3,100円)の平均価格(3,050円)で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名<br>又は名称             |
|----------|-----------------------|---------|----------------|---|
| -        | 入札方式のうち入札<br>による売出し   | -       | -              | -                                       |
| -        | 入札方式のうち入札<br>によらない売出し | -       | -              | -                                       |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 309,400 | 1,051,960,000  | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>みずほ証券株式会社 309,400株 |
| 計(総売出株式) | -                     | 309,400 | 1,051,960,000  | -                                       |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式309,400株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名<br>又は名称             |
|----------|-----------------------|---------|----------------|---|
| -        | 入札方式のうち入札<br>による売出し   | -       | -              | -                                       |
| -        | 入札方式のうち入札<br>によらない売出し | -       | -              | -                                       |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 309,400 | 943,670,000    | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>みずほ証券株式会社 309,400株 |
| 計(総売出株式) | -                     | 309,400 | 943,670,000    | -                                       |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式309,400株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（3,000円～3,100円）の平均価格（3,050円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるS・ウチヤマ・ホールディングス有限会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式309,400株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を行うことを決議しております。

|     |           |                                   |
|-----|-----------|-----------------------------------|
| (1) | 募集株式の数    | 当社普通株式 309,400株                   |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) | 割当価格      | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| (4) | 払込期日      | 平成28年3月31日（木）                     |

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年3月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるS・ウチヤマ・ホールディングス有限会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式309,400株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を行うことを決議しております。

|     |           |                                   |
|-----|-----------|-----------------------------------|
| (1) | 募集株式の数    | 当社普通株式 309,400株                   |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1株につき2,550円                       |
| (3) | 割当価格      | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| (4) | 払込期日      | 平成28年3月31日（木）                     |

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年3月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるS・ウチヤマ・ホールディングス有限会社及び売出人であるH・ウチヤマ・ホールディングス有限会社、O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社並びに当社株主である東京センチュリーリース株式会社、株式会社豊田自動織機、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社東和銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社ソフィア、野副州旦、内山茂樹、栗本長生、島村幸雄、戸津川勉、高須一久、柏木亮二、長嶺治人、岡本圭三、石橋克彦、三橋雅人、高田昭人、小野泉、佐々木修、内山学、王洪忠、長谷川雅幸、星野仁志、阿部正志は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成28年6月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月9日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるS・ウチヤマ・ホールディングス有限会社及び売出人であるH・ウチヤマ・ホールディングス有限会社、O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社並びに当社株主である東京センチュリーリース株式会社、株式会社豊田自動織機、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社東和銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社ソフィア、野副州旦、内山茂樹、栗本長生、島村幸雄、戸津川勉、高須一久、柏木亮二、長嶺治人、岡本圭三、石橋克彦、三橋雅人、高田昭人、小野泉、佐々木修、内山学、王洪忠、長谷川雅幸、星野仁志、阿部正志は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成28年6月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月9日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（平成28年9月10日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)  
記載なし

(訂正後)

#### 4．親引け先への販売について

##### (1) 親引け先の状況等

|                 |   |
|-----------------|---|
| a．親引け先の概要       | UMCグループ社員持株会（理事長 一萬田 祐司）<br>埼玉県上尾市瓦葺721番地                           |
| b．当社と親引け先との関係   | 当社の従業員持株会であります。   |
| c．親引け先の選定理由     | 従業員の福利厚生のためであります。   |
| d．親引けしようとする株式の数 | 未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、17,000株を上限として、平成28年3月4日（発行価格等決定日）に決定される予定。） |
| e．株券等の保有方針      | 長期保有の見込みであります。  |
| f．払込みに要する資金等の状況 | 当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立金の存在を確認しております。                          |
| g．親引け先の実態       | 当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。   |

##### (2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3．ロックアップについて」をご参照下さい。

##### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成28年3月4日）に決定される予定の「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格と同一となります。

## (4) 親引け後の大株主の状況

| 氏名又は名称              | 住所                    | 所有株式数<br>(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合<br>(%)<br>(注) 4 . | 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株) | 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)<br>(注) 4 . |
|---------------------|-----------------------|--------------|------------------------------------|-------------------------------|---|
| S・ウチヤマ・ホールディングス株式会社 | さいたま市見沼区大和田町一丁目637番地5 | 1,867,860    | 21.25                              | 1,817,860                     | 20.68   |
| 東京センチュリーリース株式会社     | 東京都千代田区神田練堀町3番地       | 1,193,600    | 13.58                              | 1,193,600                     | 13.58   |
| H・ウチヤマ・ホールディングス株式会社 | さいたま市見沼区東大宮七丁目43番地19  | 806,440      | 9.18                               | 756,440                       | 8.61  |
| O・ウチヤマ・ホールディングス株式会社 | 川崎市川崎区伊勢町23番15号       | 691,840      | 7.87                               | 641,840                       | 7.30  |
| 株式会社豊田自動織機          | 愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地       | 338,140      | 3.85                               | 338,140                       | 3.85  |
| NOK株式会社             | 東京都港区芝大門一丁目12番15号     | 320,000      | 3.64                               | 320,000                       | 3.64  |
| 株式会社商工組合中央金庫        | 東京都中央区八重洲二丁目10番17号    | 223,600      | 2.54                               | 223,600                       | 2.54  |
| 株式会社みずほ銀行           | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号     | 167,700      | 1.91                               | 167,700                       | 1.91  |
| UMCグループ社員持株会        | 埼玉県上尾市瓦葺721番地         | 148,460      | 1.69                               | 165,460                       | 1.88  |
| 株式会社東和銀行            | 群馬県前橋市本町二丁目12番6号      | 80,000       | 0.91                               | 80,000                        | 0.91  |
| 計                   | -                     | 5,837,640    | 66.42                              | 5,704,640                     | 64.91   |

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月9日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月9日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(17,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権による潜在株式数(433,000株)を株式総数に加えて算出しております。

## (5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

## (6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 3【事業の内容】

（訂正前）

当社グループは、当社（ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社）及び連結子会社11社により構成され、電子回路基板の実装ならびに加工組立製造・開発を国内外有力メーカー等から受託するEMS (Electronics Manufacturing Service)事業を主たる事業としており、「物づくり力」を企業活力の源泉とする企業であります。なかでも、技術面、品質面での要求水準の高さから参入障壁が高いと言われている車載・産業機器向け売上比率を5割近く有する特徴があります。

（以下省略）

（訂正後）

当社グループは、当社（ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社）及び連結子会社11社により構成され、電子回路基板の実装ならびに加工組立製造・開発を国内外有力メーカー等から受託するEMS (Electronics Manufacturing Service)事業を主たる事業としており、「物づくり力」を企業活力の源泉とする企業であります。なかでも、技術面、品質面での要求水準の高さから参入障壁が高いと言われている車載・産業機器向け売上比率を5割近く有する特徴があります。

（以下省略）